

令和5年2月7日
障害福祉部
障害施策推進課

「(仮称)世田谷区手話言語条例」制定に向けた検討状況について

1 主旨

区民に言語としての手話の認知・理解を深めてもらい、区における手話言語の基本的な考え方や必要な事項等を定めるため、「(仮称)世田谷区手話言語条例」(以下「条例」という。)の制定に向けた検討を開始することを、令和4年11月11日の福祉保健常任委員会に報告した。

この度、学識経験者や手話を必要とする当事者等で構成される条例検討会(以下「検討会」という。)を開催し、条例の目的や施策等の方向性に関してご意見をいただいたので、条例制定に向けた検討状況について報告する。

2 条例制定の背景

- ・ 手話は言語であり、手話を第一言語(母語)とするろう者は、日本語を理解する際に、手話に変換して考えている。手話は、身振りとは異なり、時間や空間を表現できる言語であるが、言語として扱われずに差別されてきた。
- ・ 国連障害者権利条約では、「『言語』とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。」としており、障害者基本法では、「言語(手話を含む。)」となっている。
- ・ 平成26年7月に、区議会で「手話言語法制定を求める意見書の提出を求める陳情」が全会派一致で趣旨採択され、国へ意見書を提出した。
- ・ 令和5年1月に施行された「世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例」では、意思疎通等の手段に手話を含めており、これとは別に、独立した手話言語条例の制定について検討することとした。
- ・ 令和4年9月に、東京都手話言語条例が施行されたが、区市町村の責務等については規定されていない。

3 条例の目的や施策等の方向性(検討状況)

検討会でいただいた意見等を踏まえ、条例の目的や施策等について、以下のような方向性で検討を進めている。

(1) 条例の目的や基本理念等

手話が言語であることの明確化

手話に関する理解促進、手話の普及

手話を必要とする人の権利の尊重

手話を必要とする人が安心して暮らし続けることができる地域づくり

(2) 区の責務

手話の理解促進、手話の普及

手話を必要とする人の社会環境整備

手話を用いた情報発信

(3) 区民や事業者の協力・役割

地域共生社会の実現に向けた手話の理解 等

(4) 施策の方向性

担い手の養成、裾野を広げる取り組み（特に若い世代）

相談支援機関や福祉施設職員などの手話習得の促進

災害時の助け合いのための環境整備 等

○ 手話の表記について

手話には「日本手話」「日本語対応手話」「中間手話」など様々な呼称がある。また、使い方によって「意思疎通手段としての手話」「言語としての手話」と分けることがある。区条例の制定にあたっては、様々なレベルで手話を使う人たちが分断されることのないよう、手話の呼称等に区別を設けず、条例名称に「手話言語」を使っただけで、条文では「手話」と表記することを基本とする。

○ 条例に基づく施策の位置づけ

条例制定後には、従来から実施してきた手話に関する手話講習会や手話通訳者派遣などの事業について、本条例に基づく施策として位置づけるよう検討する。

4 条例検討会について

(1) 構成

区分	氏名	所属
学識経験者	朝日 雅也 (会長)	埼玉県立大学 社会福祉子ども学科 教授
学識経験者	金澤 貴之	群馬大学 共同教育学部 教授
手話を必要とする 当事者	唯藤 節子	NPO法人 世田谷区聴覚障害者協会 会長
手話通訳者	池田 幸江	世田谷区登録手話通訳者連絡会
障害者団体代表	村井 やよい (会長代行)	世田谷区障害者団体連絡協議会 会長
区民	木原 由起子	区民
区	須藤 剛志	障害福祉部

(2) 検討会の開催

第1回検討会 令和4年12月16日（金）

第2回検討会 令和5年 1月25日（水）

令和5年度は3回程度の開催を予定。

(3) 委員からの主な意見

条例制定について	
1	世田谷区が手話言語に関する条例を制定することで、手話やろう者の文化について区民の理解が広まることを期待する。
2	手話が言語であることを示すための条例としたい。手話を普及し、手話を学ぶ機会の確保を進めてほしい。
3	手話は差別されてきた。言語としてみなされてこなかった歴史がある。手話は自分の思考を作る言語、ろう者にとって命であった。ろう者の言語であることを理解してもらうことが意思疎通の条例ではできない点である。
条例の名称について	
1	地域共生社会の流れや社会環境整備のことも考慮し、長い条例名になってもいいので、目的や理念を具体的に表した条例名にしてはどうか。
2	短くわかりやすい条例名がよい。
「手話」の呼称、種類について	
1	手話には、ろう当事者団体の思いや歴史的経緯、学術的な考え方などの背景があり、「手話」「手話言語」「日本手話」「日本語対応手話」などの呼称があるが、難しい話になると住民の理解は進まない。
2	先天的なろう者や中途失聴者、聞こえない人は、それぞれ様々なレベルで手話を使っている。呼称の問題や理念で、そうした方々を分断することが無いように「手話」と呼称することを基本とした方がいい。
3	例えば、英語を話す人には、英語を母語とする人、文法を間違った英語を話す人、英単語だけを使う人もいるが、いずれも英語であり、その相手に「それは英語ではない」とは言わない。これと同様に、どのように手話を使っている人も「手話」として尊重できるようにした方がいい。
手話を取り巻く環境の課題や今後の施策について	
1	福祉施設や福祉サービスでの手話について。ろう者が高齢になってから施設や福祉サービスを利用する際、手話ができる人がいないと、ろう者は孤独になる。ろう者専用の施設は難しくとも、ろう者のヘルパーや手話のわかるヘルパーを増やすことが出来ないか。
2	将来的な担い手について。手話通訳者は全国的に平均年齢が高くなっていて、聴覚障害児の人工内耳装着も進んでいる状況で、手話という言語自体が、絶滅が危惧される状況にある。若い世代を含めて手話の裾野を広めていく必要がある。
3	手話言語条例を制定した自治体は多いが、具体的な手話理解や施策推進につながっていない場合がある。自治体において、手話に関する協議会の設置や、手話に関する実施計画の策定について検討できないか。
4	災害時にSNSが使えたことで、聴覚障害者の情報取得が可能であった。過去に学び、災害時に何が問題か、エビデンスに基づいて考えることが必要ではないか。

5 今後のスケジュール (予定)

- 令和5年 6月頃 条例 (骨子案)
 手話言語に関するワークショップ開催
 区民意見募集 (パブリックコメント)
- 8月頃 条例 (素案)
- 11月 条例 (案) を第4回区議会定例会に提案
- 6年 4月 条例の施行

【参考1】手話の担い手の現状について

- 世田谷区手話通訳等派遣センター登録手話通訳者の年齢構成

年代	人数
30歳代	1
40歳代	9
50歳代	30
60歳代	24
70歳代	11
合計	75

- 区の手話講習会への30歳未満の申込状況 (令和4年度)

コース	人数・割合
初級	6人/55人 (10.9%)
中級	3人/29人 (10.3%)
専門	1人/19人 (5.7%)

【参考2】 日本手話と日本語対应手話

例 「どこに遊びに行くの?」と伝えたいとき

日本手話



日本語対应手話



(大阪府立中央聴覚支援学校ホームページより)